

騒音に係る環境基準の類型あてはめ地域



地域の類型			昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~6:00)
AA	該当なし	特に静穏を有する地域	50デシベル以下	40デシベル以下
A		専ら住居の用に供される地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B		主として住居の用に供される地域		
C		相当数の住居と商業・工業等の用に供される地域	60デシベル以下	50デシベル以下